
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 251 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 251 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に対する今後の検討の進め方、並びに公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（公開草案に対する今後の検討の進め方）

2. 資料(2)第 7 項(1)に掲げた簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について、連結グループ内の企業単位で適用可能かどうか、又は部分適用が可能かとの観点は影響の大きい事項であるため、個別に検討することに賛成する。
3. 資料(2)第 7 項(2)に掲げた簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大の判定について、個別に検討することに賛同する。

（公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案）

4. 公開草案に寄せられたコメントとその対応案について現時点で示された方向性について賛同する。

条件変更についての取扱いの明確化を求めるコメントへの対応

5. コメント対応表 1.6) に関して、変更を提案していない条件変更に関する会計処理は「個々の状況に応じて判断することになると考えられ、従前の会計処理を継続することも認められると考えられる」との記載については、事業会社と監査法人との協議を踏まえて、既存の方法又は IFRS 会計基準に準拠した方法を適用することを決定するとの理解でよい。
6. コメント対応表 1.6) に関して、変更を提案していない条件変更に関する会計処理について「従前の会計処理を継続することも認められると考えられる」との記載については、損益を計上しないとの意味合いで受け取られうるため、趣旨を明確化頂きたい。

金融保証契約に当てはまらない保証契約の会計上の取扱いに関するコメントへの対応

7. コメント対応表 2. 14) に関して、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」を廃止する場合、例えば、金融保証契約の範囲の明確化として、保証類似行為に関する定めを会計基準に移管することを検討頂きたい。
8. コメント対応表 2. 14) に関して、修正案では、金利デリバティブや為替デリバティブがクレジット・デリバティブに含まれると認識しうる記載になっているため、修正が必要であると考えます。

購入又は組成した信用減損債権に関するコメントへの対応

9. コメント対応表 2. 16) に関して、購入又は組成した信用減損金融資産に関する定めを取入れ元である IFRS 第 9 号「金融商品」の結論の根拠 BC5. 216 項に記載されている「高い信用リスクで組成された金融資産のすべてが範囲に含まれることを意味するものではなく、当該金融資産は当初認識時に信用減損していなければならない」という概念を取り込んでいることを確認したい。
10. コメント対応表 2. 16) に関して、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」第 28 項(1)から(6)に関する観察可能なデータが存在する場合には、信用減損金融資産に該当することとなると考えられるとの記載は、断定的に受け取られるため、表現の修正を検討頂きたい。

デフォルト発生リスクの見積期間についてのコメントへの対応

11. コメント対応表 3-1. 4) に関して、過去データの取得に制約がある場合において、何が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報となるかについては、予想信用損失適用指針案に照らし合わせて、個々の事実と状況に応じて判断されるものであるため、事業会社と監査法人又は業界団体と日本公認会計士協会との協議を踏まえて判断するという理解でよいか。

信用減損金融資産についてのコメントへの対応

12. コメント対応表 3-1. 11) に関して、実抜計画先、合実計画先及び基準金利確保先の債権が信用減損金融資産に該当しないことの明確化に関するコメントへの対応に賛同する。この点、当該対応の趣旨を結論の背景に記載することを検討頂きたい。

貸付金代替性私募債についてのコメントへの対応

13. コメント対応表 2.12)等に関して、貸付金代替性私募債について定義の見直しを行う場合、その定義の仕方によっては性質の異なるものが対象範囲に入ることとなり、判断が困難になる可能性に留意頂きたい。

以 上